

(5) 水道料金の適正化に向けて

【現在の料金】

- 現在の水道料金は平成7年に改定。平成7年以降は消費税の改定のみ。

〈令和5年度時点〉

基本料金 (10 m ³ まで)	2,346 円
超過料金 (40 m ³ まで)	235.71 円 (1 m ³ 当たり)
(41 m ³ から)	267.14 円 (1 m ³ 当たり)

- 過去の料金

〈平成4年4月1日～平成7年3月31日〉

基本料金 (10 m³まで) 1,750 円

〈平成7年4月1日以降〉

基本料金 (10 m³まで) 2,200 円

【経営状況】

- 令和3年度 42,561,511 円 純利益 (黒字)
- 令和4年度 13,452,437 円 純利益 (黒字)
- **令和5年度 決算状況： 39,822,929 円の純損失 (赤字)**
- **令和6年度 決算見込： 約 63,000,000 円の赤字見込 ※概算 R6.11 月時点**

【純損失 (赤字) の背景】

- 井戸地下水の取水量の低下 (中央配水池の湧水が常態化)。
- 現在の水道料金は平成7年以降改定を行っていない。
- 物価・材料費の高騰、電気料の高騰、人件費の高騰等により給水原価の増。
- 有収率の低下。管路・施設の老朽化が深刻な状況になりつつある。
- 給水人口の深刻な減少。水の需要が大幅な減少。(計画人口との乖離)
- 施設の多くが簡易水道時代の施設を利用しており、更新の費用が増大。

【今後の対応】

- 将来の管路の更新費用・漏水修繕費は増加する見込み。費用増加見込み。
- 将来の資産（管路・施設）維持管理費も必要となってきた。
- 料金根拠は「**総括原価方式**」
平成7年に比べて令和5年の経済情勢（物価上昇）を考慮する必要がある
人件費、動力費、薬品費、修繕費、受水費、減価償却費 + α : **資産管理費**
- 将来の給水人口等も減少する見込み。料金収入では賄えない状況。



総括原価方式：資産維持管理費等を見込んだ料金改定が必要

【料金改定に向けてのスケジュール】

令和7年度 「投資財政計画※」の発注
水道事業運営審議会の実施（4回程度）
「投資財政計画」へのパブリックコメント
「投資財政計画」の策定・公表

令和8年度 水道事業運営審議会の実施（4回程度）
（新）料金水準の算定について審議
（新）料金体系の設定について審議

令和9年度 議会へ料金の改定議案の上程

令和10年4月 新料金の施行（適用）

※投資財政計画・・・茨城県企業局が広域化（経営の一体化）の前に策定要請。
今後30年間の財政収支バランス見通しを算定する。
供給単価（料金水準の算定）など反映していく。

【参考】 茨城県の財政シュミレーションより

令和52年度：供給単価 710.7円（20m³当たり 14,214円）
現在の**約3倍の料金**が試算されている。